

令和7年4月より開始

妊婦支援給付金のご案内

給付金を受け取るためには、申請が必要です。

阿久根市では、すべての妊婦さんや子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、保健師が面談等を通じて相談に応じて妊婦さんの身体的・精神的ケアをおこないます。
また、経済的支援として妊婦支援給付金を支給します。

対象者

令和7年4月1日以降に妊娠または出産された方

*流産（自然・人工）または死産の場合も対象となります。

支給額

(1回目) 妊婦1人あたり5万円

(2回目) 妊娠している子どもの人数×5万円



	妊婦支援給付金 (1回目)	妊婦支援給付金 (2回目)
申請時期	母子手帳交付時 (妊娠届出時)	出生届出後の 新生児訪問時
申請方法	妊婦給付認定申請書に 必要事項を記入し、申請 いただきます。	胎児の数の届出書に必 要事項を記入し、申請し いただきます。
必要なもの	通帳またはキャッシュカード (*支給(妊婦本人)対象者に限る)	
支給方法	口座振込	

